

# 秋田県留置施設視察委員会について

## 1 秋田県留置施設視察委員会の設置

秋田県留置施設視察委員会は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の運営の改善向上のために意見を述べるため、部外の第三者から成る機関として警察本部に設置されています。

## 2 委員会の組織、職務等

### (1) 組織等

委員は、4人です。

委員は、秋田県公安委員会が任命する非常勤の地方公務員です。

委員の任期は、1年です。(再任されることができます。)

委員には、職務に関して知り得たことについて守秘義務があります。

### (2) 職務

委員会は、県内の留置施設を視察し、被留置者との面接や被留置者から提出された意見、提案書の確認などにより、その運営に関し、留置業務管理者(警察署長)に意見を述べるものです。

## 3 委員会の活動(令和元年6月から令和2年5月までの1年間)

### (1) 会議の回数

4回(令和元年6月・10月・12月・令和2年2月)

### (2) 視察留置施設

12施設

### (3) 被留置者との面接

被留置者との面接はありませんでした。

### (4) 意見、提案書の提出

被留置者からの「意見、提案書」の提出はありませんでした。

### (5) 委員会が、留置施設の視察により、留置業務管理者に対して述べた意見とその意見に対して留置業務管理者が講じた措置等については、次のとおりです。

#### ア 処遇関係

視察委員会の意見	留置業務管理者が講じた措置等
1 女性被留置者は女性担当者が処遇しており、メンタルヘルスにとって良い。(1署)	今後も適切に対応していく。
2 性同一性障害をもつ被留置者の処遇が良い。(1署)	今後も性同一性障害のある被留置者が収容された場合、適切に処遇していく。

3 人口透析等の医療措置が取られている。 (1 署)	今後も適切な医療措置を取るよう努めていく。
4 日頃から業者と良好な関係を保ち、温かい食事を提供している。 (5 署)	今後も給食提供業者とは良好な関係を維持していく。
5 給食のカロリーが基準を下回っている。 (4 署)	カロリーが基準を下回らないように業者に働き掛けていく。
6 食事は、塩分の取り過ぎに留意し、野菜を多く使いバランスのとれたメニューに心掛けるよう業者に働きかけてほしい。 (6 署)	業者に働きかけていく。
7 入浴が週に2回では、衛生的にも精神的にも悪影響があると思うので、夏場の運動後等シャワーが使用できればよい。 (全署)	週2回の入浴のほかに、汗をかいた場合等被留置者の申し出によりシャワーを使用させることができる。

#### イ 施設関係

視察委員会の意見	留置業務管理者が講じた措置等
1 女性専用施設がありプライバシーが保たれるよう配慮されている。 (3 署)	今後も適切に処遇していく。
2 加湿器を使用し、健康面、衛生面に配慮されていた。 (4 署)	今後も適切に処遇していく。
3 掲示版に外国語の表記や写真による説明があり、外国人被留置者に対する配慮がなされていた。 (1 署)	外国人について、今後も適切に処遇していく。
4 面会室のクッション壁の剥がれを職員が修理しているが、専門の業者に依頼した方がよいと思う。 (1 署)	業者に依頼しての修理を検討中。

5 使用していない保護室の配管の臭いが気になる。 (1 署)	定期的に水を流し、配管の臭いがでないように努めている。
-----------------------------------	-----------------------------

ウ 勤務環境

1 勤務員の入出場時の手指消毒、マスク着用等感染症予防対策に留意されている。 (4 署)	今後も感染症予防対策に努めていく。
---	-------------------